



許せません 安倍首相の9条改憲発言

都議会議員(江東区選出)

あぜがみ・みわこ

あぜ上三和子 **日本共産党**

9条2項の死文化、無制限の 海外の武力行使に道を開く

共産党・志位委員長が批判

日本共産党の志位和夫委員長は5月11日、記者会見し、安倍晋三首相が憲法9条に3項を設け、自衛隊を明記する改憲を行い、2020年に施行を目指すことについて、「単に存在する自衛隊の憲法上の追認にとどまらない。文字通り無制限の海外での武力行使に道を開くことになる」と批判しました。

志位氏は、歴代政府は「自衛隊は、我が国の自衛のための必要最小限度の実力組織であって戦力にあたらぬ」と言って、憲法9条違反ではないとしてきたものの、その帰結から、(1)海外派兵(2)集団的自衛権の行使(3)武力行使を目的とした国連軍への参加—という三つのことができないとしてきたと指摘。安倍政権は、一昨年の安保法制=戦争法を強行して、この見解に大穴をあけたが、それでもなお少なくとも建前では、さまざまな制約を認めざるを得なかったと述べました。

そうしたもとで9条に3項を設け、自衛隊を明記したらどうなるか。志位氏は「たとえ(戦力不保持を定めた)2項を残したとしても、その2項の死文化に道を開くことになる」と指摘。「なぜなら、3項という独立した項目で自衛隊の存在理由が書かれれば、それが独り歩きすることになるからだ」と強調しました。

志位氏は、たとえば3項に「ただし、国際の平和と日本の独立を確保するために自衛隊を保持する」と

書き加えれば、「自衛隊は2項の制約から解放されて、海外における武力行使は文字通り無制限となり、9条2項は死文化されることになる」と指摘しました。

安倍改憲発言は、 改憲右翼団体「日本会議」のシナリオだった

日本会議の政策委員で、安倍首相のブレーンをつとめてきた伊藤哲夫・日本政策研究センター代表は、「憲法第九条に三項を加え、『但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない』といった規定を入れること」(同センター機関誌『明日への選択』昨年9月号)と提案。また同センターの小坂実研究部長は、「『戦力』の保持を禁じ、自衛隊の能力を不当に縛っている九条二項は、今や国家国民の生存を妨げる障害物…。速やかに九条二項を削除するか、あるいは自衛隊を明記した第三項を加えて二項を空文化させるべきである」(同誌昨年11月号)としています。



ご意見・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590
2017年5月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介し
発行/東京民報社(港区芝1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可

「**しんぶん赤旗**」や「**東京民報**」を
ぜひお読みください